

2023 disclosure

愛媛県信用保証協会レポート



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

ごあいさつ



愛媛県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も事業実績や経営計画など当協会の業務内容を幅広く皆様にお知らせするため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じて、協会の業務への認識を深めていただきますとともに、有効にご活用いただければ幸いに存じます。

2022年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症も3年目となり、重症化リスクが後退するなか、国によるウィズコロナの下での各種政策に加え、行動規制の緩和や社会経済活動の正常化への動きが強まったことなどから、緩やかに持ち直しの動きが見られました。しかしながら、コロナの影響の長期化に加えて、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化や、欧米の金利政策などによる供給面の制約と為替動向等による物価上昇が足かせとなるなど、取り巻く環境の不確実性は高まっています。

そのような中で、2022年度、当協会は中小企業者等の足下の資金繰り支援を最優先に取り組みましたが、特に、1月に「伴走支援型特別保証」の資格要件の緩和や、「愛媛県緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」における金利設定の柔軟化、また、金融機関との緊密な連携による借換需要の掘り起こしの効果も相まって、保証承諾金額は前年度実績の約2.2倍となる1,127億円、また、保証債務残高は前年度を上回る3,238億円の実績となりました。

さらに、2023年度は、組織改正を行い経営支援部門の機動力を高めるとともに、新たに「伴走支援チーム」を編成し、より一層中小企業者等に寄り添った支援を実施してまいります。特に、協会が主体となって伴走型の経営支援を行うために、現場部署においては、企業訪問や経営者との面談を積極的に行うことで経営をサポートすることとし、本部機構においては、専門性の高い経営課題を抱える重点課題先を中心に経営改善支援に努めることとします。

なお、2023年度は、いわゆる「ゼロゼロ融資」の元金据置期間の終了に伴う約定返済開始及び利子補給期間の終了が本格化するなど、中小企業者等の返済負担の増加が見込まれる中、国や地方自治体による経済対策も打ち出されており、当協会も事業活動に支障が生じることのないよう、全力を挙げて資金繰り支援や経営支援に取り組んでまいります。

今後も金融機関や商工団体をはじめ関係機関との連携を一層深めつつ、県内の中小企業者等に対する金融・経営の一体的な取り組みを継続して行うことにより、地域経済の発展と地方創生への貢献を果たしてまいりたいと考えております。

皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2023年 6 月

愛媛県信用保証協会 会長

上甲 俊史

2023 disclosure



目次 contents

信用保証協会の目的と概要

目的、基本理念、シンボルマーク	2
プロフィール、沿革、根拠法律と主務大臣	3
信用補完制度について、地方公共団体と当協会の関係	4
信用補完制度のしくみ	5

当協会の業務について

保証をご利用いただける方、保証の内容	6
信用保証業務の流れ	8
責任共有制度について	9
信用保証料について	10
創業支援の取組について	11
経営支援・再生支援の取組について	12
広報活動について	14

2022年度事業報告

事業概況	16
信用保証実績	18
経営者保証に関するガイドラインについて	20
貸付条件変更の取組について、 セーフティネット保証の取組について、相談窓口について	21
2022年度トピックス	22

2023年度経営計画

2023年度経営計画	24
------------	----

2022年度財務報告

貸借対照表、2022年度貸借対照表（図解）	26
収支計算書、2022年度収支計算書（図解）	28
財産目録	30
基本財産	31

コンプライアンスと個人情報の取扱い

コンプライアンス態勢	32
個人情報保護への取組	34

役員構成・組織図・ネットワーク

役員構成	36
組織図	37
ネットワーク	38

目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

基本理念

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

シンボルマーク



当協会のシンボルマークは、金融機関と一体となって、事業者をサポートしていく「愛媛県信用保証協会」の姿を、EHIME GUARANTEEの「E」と「G」を中心に合わせたフォルムで現したものです。愛媛のイメージカラーであるオレンジの濃淡で構成された優しいカタチのマークは、ハート型の笑顔にも見え、金融機関や事業者との、良好で強力な信頼関係をアピールしたものです。

設 立	1949年4月30日
人 格	信用保証協会法に基づく特殊法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)
基 本 財 産	140億3,517万円
保 証 債 務 残 高	〈件数〉 3万1,531件 〈金額〉 3,238億572万円
保証業務の最高限度	基本財産の50倍（定款第7条）
保 証 利 用 度	43.87%（保証利用企業者数19,085者／中小企業者数43,500者）
役 職 員 数	73名（2023年4月1日現在）

沿革

1949年 2月21日	社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催
1949年 3月28日	社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
1949年 4月30日	設立登記
1949年 5月 1日	事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始
1950年 8月14日	財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
1950年10月20日	設立登記
1954年 6月25日	信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可
1954年 7月 5日	組織変更登記
1973年12月 1日	主たる事務所を松山市一番町4丁目1番地2へ移転
2019年10月15日	主たる事務所を現在地、松山市千舟町3丁目3番地8へ移転



根拠法律と主務大臣

1. 根拠法律

信用保証協会法（以下「法」という）

2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣…（法第48条）

金融庁長官……………（法第50条1項に基づく権限の委任〈内閣総理大臣〉）

地方支分部局長……………（法第50条2項に基づく権限の委任〈経済産業大臣〉）

財務局長又は財務支局長…（法第50条2項に基づく権限の委任〈金融庁長官〉）

都道府県知事……………（法第51条に基づく権限の委任〈内閣総理大臣および経済産業大臣〉）

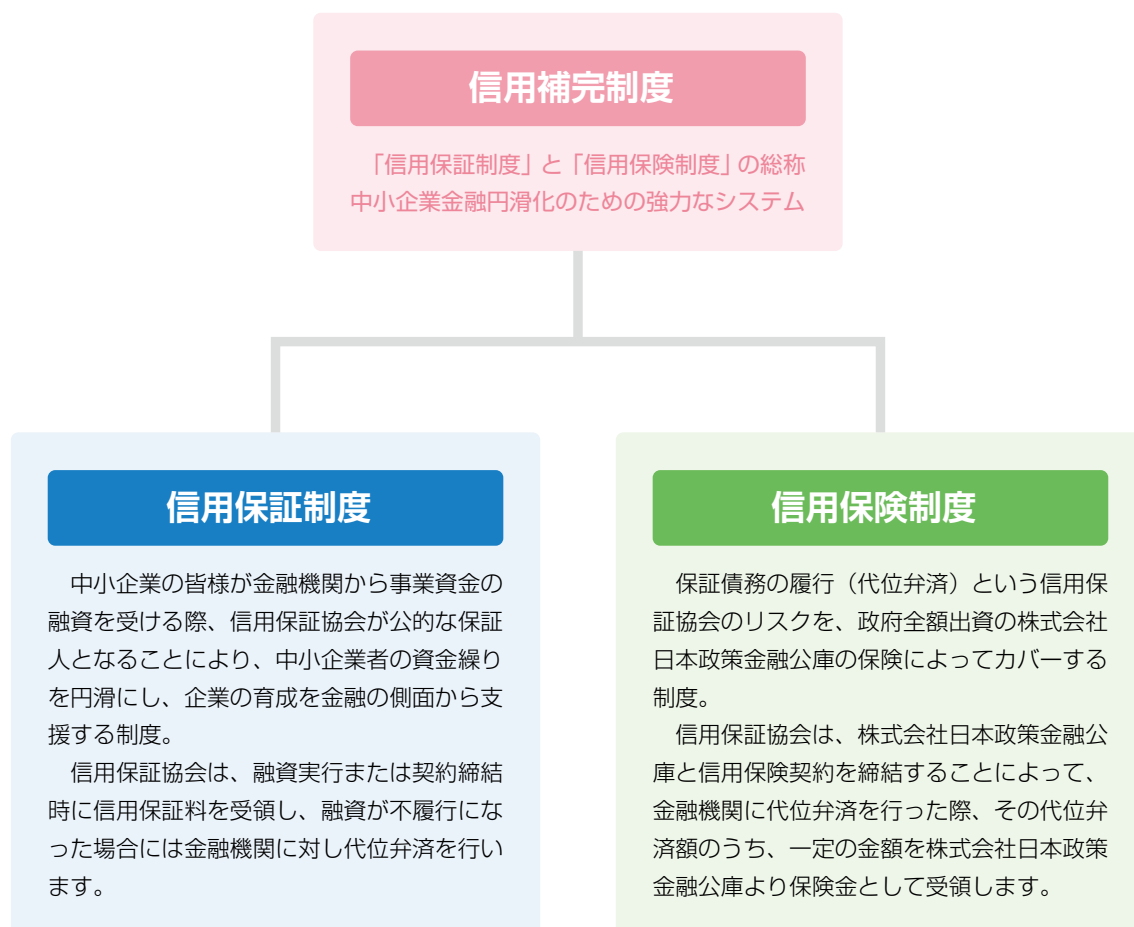
信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。

これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

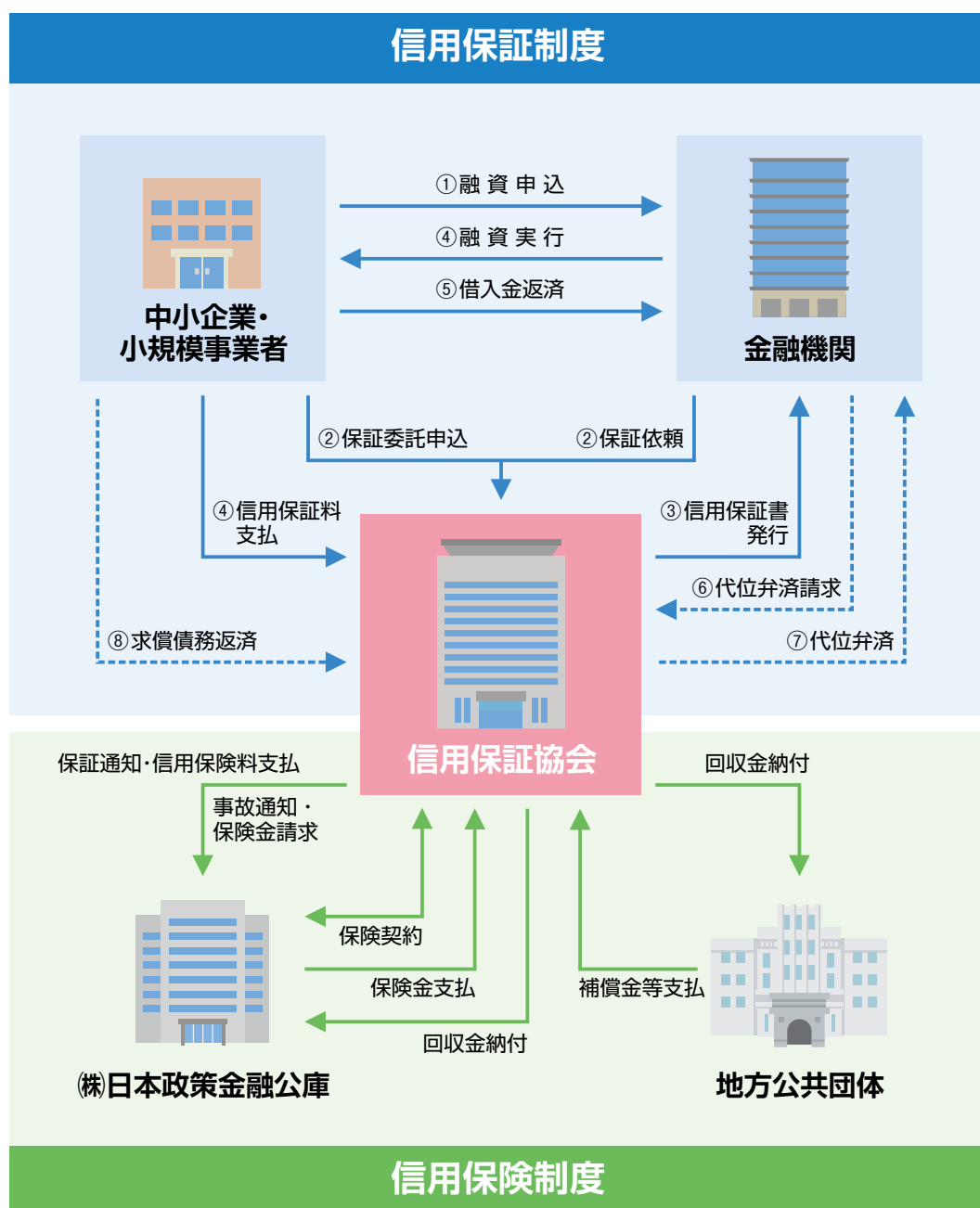
県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

2022年度当協会は、県から1,475千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

信用補完制度のしくみ



信用保証協会の目的と概要

保証をご利用いただける方

業歴・所在地

個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にあって事業を行っていただければご利用いただけます。

※保証制度によっては、愛媛県内の業歴等資格要件を定めている場合があります。

企業規模

個人事業主の方は、常時使用する従業員数が、法人の方は、資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用の従業員
製造業等(運輸業・建設業を含む。)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種（政令特例業種）については、上記基準がさらに緩和されます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時的な社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には資本金の概念が無く、雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

業種

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融業、性風俗関連特殊営業や、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店、宗教法人、非営利団体などの業種は対象となりません。

また、許認可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けていることが必要です。

保証の内容

保証限度額

個人・法人・医療法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数・居住要件・納税要件等）

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

保証期間

運 転 資 金	15年以内（特別な場合については20年以内）
設 備 資 金	15年以内（土地・建物取得資金については20年以内）

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。

※特別な場合とは、特別な取扱いを定めた「商品」等が該当します。

担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

連帯保証人

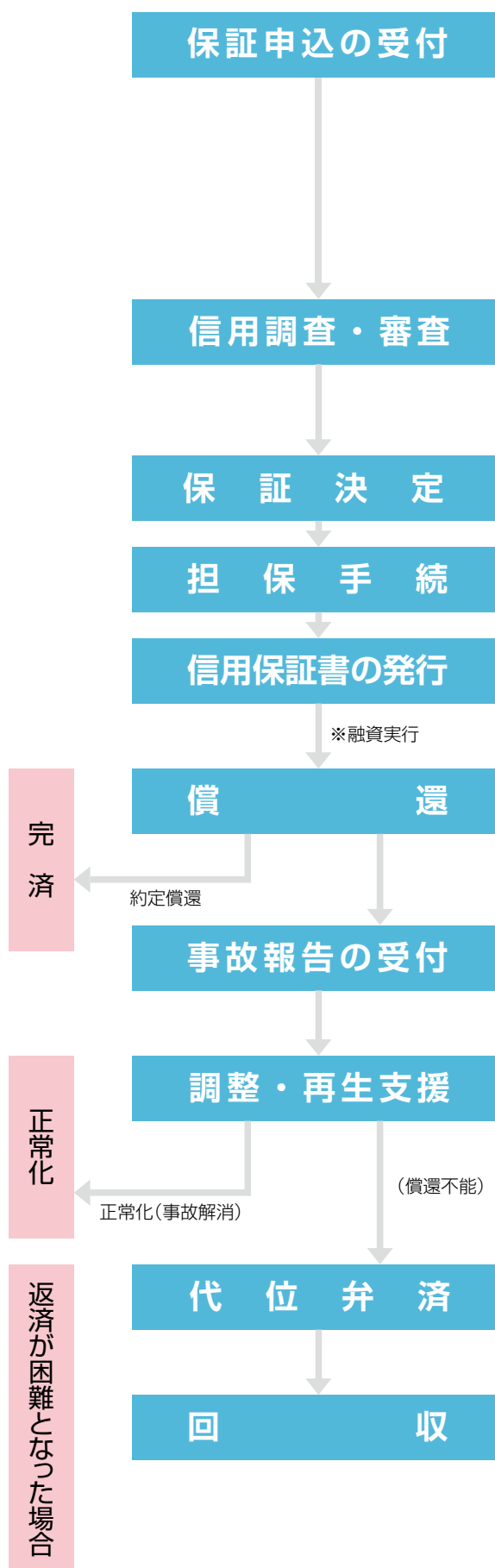
個 人	原則として不要
法 人（組 合）	必要となる場合がある

保証をご利用になれない方

次のいずれかに該当する方は、信用保証協会の保証をご利用になれません。

- ①信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方（所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。）
- ②信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- ③手形、小切手について不渡りがある方、銀行取引停止処分を受けている方
- ④借入れ（信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等）について、返済を延滞している方
- ⑤会社更生、民事再生等法的整理手続中の方（事業再生保証の対象となる方を除きます。）
- ⑥税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- ⑦休眠会社
- ⑧保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- ⑨暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方

信用保証業務の流れ



中小企業者が信用保証の申込をする場合、信用保証協会の窓口、あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込する方法（斡旋保証）と金融機関に対して保証付き融資を申込する方法（金融機関経由保証）の二通りがあります。これは金融機関と中小企業者を信用保証協会が結び付けるという「斡旋保証」と、保証手続きの迅速化を図るという「経由保証」のそれぞれのメリットがあります。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただきます。

保証申込を受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。事業内容の検討や面談、現地調査に基づき、企業の将来性や返済能力などについて審査します。

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」を発行します。金融機関ではこの信用保証書に基づいて融資を実行します。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた保証料が必要となります。この保証料は、株式会社日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

※信用保証協会の役割は、融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等へ融資を実行するわけではありません。

融資を受けた中小企業者は、金融機関との約定どおり債務を返済（償還）します。この償還が滞りなく行われているかを継続して把握すること（期中管理）も信用保証協会の役割の一つです。

金融機関において、廃業や法人の解散、休業、経営者の死亡などの理由により、返済の履行が困難と判断された場合、信用保証協会へ事故報告書が提出されます。

借換や返済条件の変更など、金融機関と協力して早期に経営支援・再生支援策を講じることによって事業の継続を支援します。

倒産などの事由により中小企業者が債務を返済できない事態（償還不能）となった場合、信用保証協会では償還不能となった元本および利息を、中小企業者に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を株式会社日本政策金融公庫から受領し、中小企業者からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者の実状に応じて債権の回収を図り、回収の都度、その回収金を填補された割合（保険填補率）に応じて株式会社日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。

責任共有制度について

金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的として、2007年10月より「責任共有制度」が導入されました。

これにより、責任共有対象の保証制度については、信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担割合で責任を共有することとなりました。

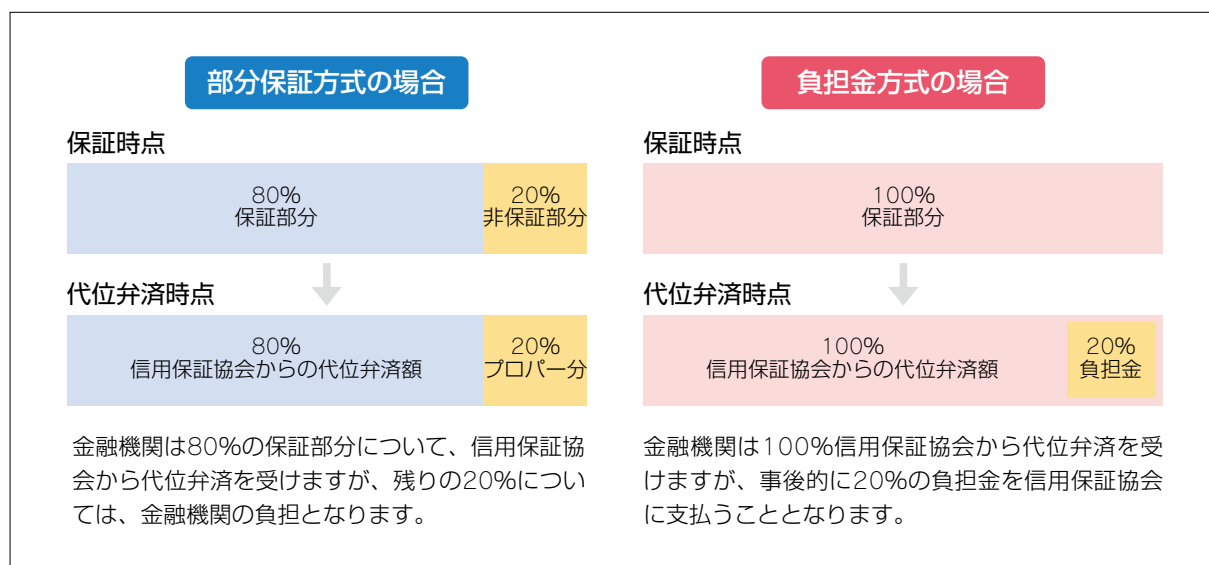
■ 責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」二通りの方式があります。金融機関は、いずれかの方式を選択します。

部分保証方式 金融機関が行う融資額の80%を保証する方式

負担金方式 金融機関の保証利用実績（保証債務平均残高、代位弁済実績等）に基づき一定の負担金を事後に支払う方式
※個々の融資では100%保証となり、代位弁済金額も融資残高100%です。

金融機関の負担部分のイメージ図



■ 責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証制度が対象となります。

例外として、以下に掲げる保証については、信用保証協会が100%責任を負担します。

責任共有対象外となる保証制度

創業者や小規模事業者を対象とする保証制度、大規模な経済危機や災害時における保証制度など、信用保証協会が100%責任を負担する保証制度があります。

例：創業関連保証・経営安定関連保証（1～4号・6号）・危機関連保証・小口零細企業保証 等

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

信用保証料率

2006年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、2005年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、すべての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料の割引について

次の①または②に該当する場合は、それぞれ保証料率を0.1%引き下げます。

①会計参与設置会社の場合

②有担保保証の場合

※制度によって割引の適用がされない場合もあります。

信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、2023年4月現在、166の金融機関等が会員となっており、約444万の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

【基本保証料率】

（単位：年率%）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

保証料の返戻

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

創業支援の取組について

当協会では、「創業支援チーム」を組成し、創業前、創業時、創業後の各ステージに応じた創業支援に積極的に取り組んでいます。

■ 創業支援チーム

少子高齢化・人口減少等社会構造が変化する中で、地域経済の持続的発展に向けて創意工夫をこらした創業支援をおこなうため、2017年4月に、「愛媛県信用保証協会創業支援チーム」を設置しました。県内全支所に創業アドバイザーを配置し、地域に密着した伴走型の創業サポートを実施しています。

■ 具体的支援方法

● 創業セミナー

創業セミナーへ当協会職員を講師として派遣しています。当協会の創業支援の取組み紹介を通じて、創業に関する知識習得を支援します。

2022年度は、8の連携機関に延べ15回派遣しました。



2023年1月25日 四国中央市起業塾

● 学生向けの創業に関する講義

愛媛県内の大学、専門学校において創業に関する講義を実施しています。当協会職員が創業計画の作り方や保証協会の役割について説明する他、事例に基づいたグループワークを行いました。

2022年度は、1回講義を実施しました。

● 専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士、ITコーディネータ等の外部専門家を派遣しています。経営支援強化促進事業を利用する場合、専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。創業前と創業後併せて計6回までご利用いただけます。

2022年度は、283企業に対して面談を行い、3企業に専門家を派遣しました。

● フォローアップ

創業後に新たに生じた経営課題の解決を支援するため、創業アドバイザーが訪問面談し、一緒に解決方法を検討しています。

2022年度は84企業を訪問し、フォローアップを行いました。

■ 資金支援

創業に関する保証制度（全国統一・県制度）を活用し、創業時の資金調達を積極的に支援するほか、創業者の事業の早期安定を支援するため、2017年12月1日に「創業フォローアップ保証（セカンド）」を創設し、創業後に必要となった追加資金にも対応しています。

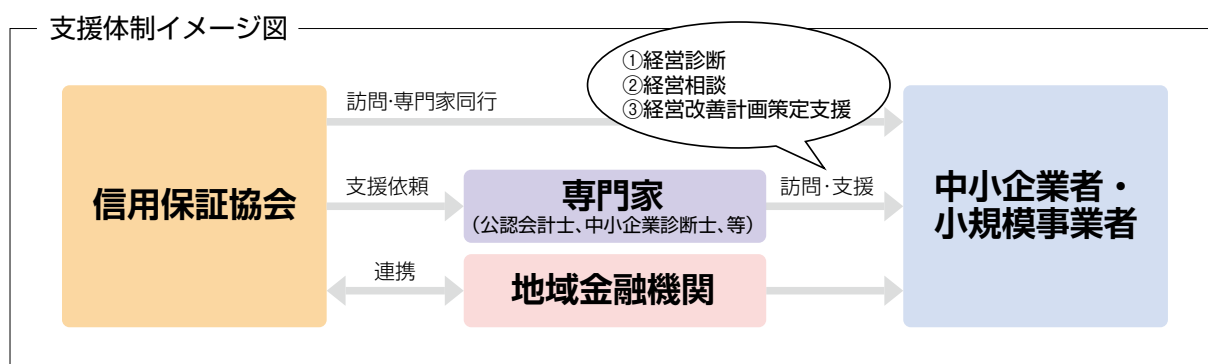
2022年度は全国統一・県制度にて1,015,755千円（234件）、セカンドにて110,700千円（18件）の保証に対応しました。

経営支援・再生支援の取組について

2018年4月に信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に「経営支援」が追加されたことを踏まえて、当協会は地域経済を担う中小企業・小規模事業者にとって「役に立つ協会」となるために、経営改善や再生支援への対応を強化しております。

■ 経営支援強化促進事業

条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に、専門家による経営診断及び経営相談、経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートをしています。専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。



①経営診断

専門家（公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネータ等）が現状分析のほか、経営課題の抽出及び課題解決の対応策を含む経営診断報告書を作成し、それをもとに事業者・金融機関・保証協会が目線を合わせて経営支援に取り組みます。

2022年度は3企業に専門家を派遣し、経営診断を行いました。

②経営相談

専門家が原則3回程度、中小企業・小規模事業者と面談し、経営課題に対する助言・指導を行います。

2022年度は、617企業に対して面談を行い、12企業に専門家を派遣しました。

③経営改善計画策定支援

中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を専門家が支援します。専門家による財務・事業DD（デューデリジェンス）による現状分析を踏まえて抽出した経営課題を解決するためのアクションプランや計数計画等を盛り込んだ経営改善計画書の作成を支援します。

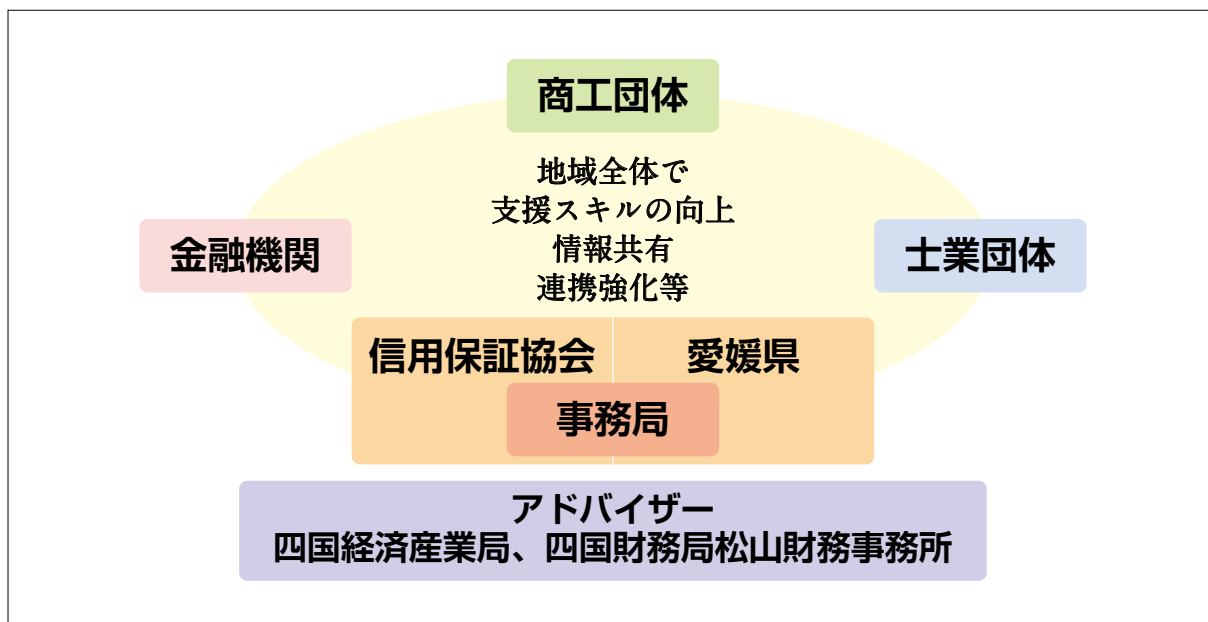
2022年度は3企業に専門家を派遣し、経営改善計画書の策定支援を行いました。

■ 愛媛県中小企業支援ネットワーク

● ネットワーク会議

愛媛県と当協会が事務局となり、地域金融機関・政府系金融機関・商工団体・士業団体・自治体等を構成メンバーとして、経営改善や再生に対する目線や姿勢を揃えるため、普段から経営支援施策等の情報を共有することで、地域全体のための中小企業支援ネットワークを構築しています。

2022年度は1回開催し、情報提供や意見交換を行いました。



● 経営サポート会議

当協会が事務局となり、個別中小企業者の支援に向けた方向性について、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会が集まり意見交換する枠組みです。中小企業者が複数の取引金融機関と調整する際に生じる費用や時間等の負担を軽減でき、金融機関は他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。

2022年度は5回開催し、個別企業の支援策について意見交換等を行いました。



広報活動について

当協会では、中小企業の皆さまに「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動を行っています。

■ ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知っていただくためにホームページを開設しております。信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

また、金融機関ページを設けており、金融機関で担当者向けに協会で使用される各種様式がダウンロードできます。

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



■ 保証月報の発行

定期刊行物として毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布しています。



■ LINEアカウント

中小企業者や金融機関、その他の関係機関の皆さまに当協会のことをさらに知っていただくために、LINEによる広報を開始しました。



■ 各種パンフレットの作成

携帯用の保証の手引書となるよう金融機関の実務担当者向けパンフレット「信用保証のご案内」や当協会の取組について漫画で紹介した「創業漫画」を作成しています。



金融機関向けパンフレット

創業漫画

■ 各種リーフレットの作成

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客様向けリーフレット「信用保証制度のご案内」や創業支援資金と創業計画書作成にあたってのポイントをわかりやすく説明した創業者向けリーフレット「創業に関する信用保証のご案内」など、各種リーフレットを作成しています。



お客様向けリーフレット

創業者向けリーフレット

経営支援強化促進事業チラシ

■ ノベルティグッズの作成

今治タオルのタオルハンカチや付箋、カレンダーを作成し、配布しています。



■ 広告の掲載

当協会や各種保証制度についてより多くの方に知っていただくため、愛媛新聞や関係機関誌等に広告を掲載しています。



えひめの中小企業と組合
(愛媛県中小企業団体中央会)
2022年10月号掲載



愛媛マンダリンパイレーツ 動画広告

事業概況

■ 事業方針

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう「伴走支援型特別保証制度」を積極的に活用し、万全の態勢で資金繰り支援に取り組むこと、より一層充実した経営支援を実施するため、2021年度に設置した「ウィズコロナサポート班」を中心として、経営者の良き相談相手となり、課題解決の支援力発揮に努めること、専門性の高い経営課題に対しては、外部専門家の活用や関係支援機関への仲介機能を発揮することで経営改善をサポートし、協会が一体となり経営支援を重点的に推進すること、活力ある地域実現のために、「創業支援チーム」を中心とする創業支援・フォローアップを実施し、優れた技術、雇用維持のために事業承継支援についても積極的に取り組むことを事業方針として、次のような2022年度の事業計画を策定しました。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ① 保証計画 | ④ 求償権管理の充実と回収の促進 |
| (1) 保証承諾 48,000百万円 | ⑤ 効果的な広報活動の展開 |
| (2) 保証債務残高 292,000百万円 | ⑥ 多様化する業務に向けた人材育成 |
| ② 金融機関・関係機関と連携した
柔軟な資金繰り支援 | ⑦ システムの安定稼働 |
| ③ ウィズコロナ時代における
支援体制の整備と事業承継の推進 | ⑧ コンプライアンス態勢の充実及び強化 |
| | ⑨ 危機管理への対応 |
| | ⑩ SDGsの普及・達成への取り組み |

■ 県下の経済金融情勢

2022年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症の流行から3年目を迎え、行動制限の緩和や社会経済活動の正常化により集客イベントも再開され、個人消費や雇用は緩やかに持ち直しの動きがみられました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化や欧米の金利政策を発端とした急激な円安が資源・エネルギー価格の高騰につながり、中小企業者等に対し仕入価格上昇などの悪影響を及ぼしています。

県内金融機関の貸出残高は、海運業向け貸出の増加や一部で物価高に対応した運転資金需要により前年を上回っており、貸出約定平均金利は低下トレンドが続いています。

2022年度の県内の企業倒産（負債金額1千万円以上）は、件数、負債金額とも前年度を下回っています。

■ 当期の業績

2022年度の業績は次のとおりとなりました。

(1) 保証承諾

		対前年比
件 数	6,682件	141.78%
金 額	112,771百万円	227.52%

国の制度「伴走支援型特別保証制度」及び県制度「緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」の利用を積極的に推進するなか、2023年1月に同保証制度の資格要件緩和や金利設定の柔軟化などの改正が行われたことから保証申込が急増し、2022年度の保証承諾は前年度を件数で1,969件、金額で63,205百万円上回りました。

(2) 保証債務残高

		対前年比
件数	31,531件	98.08%
金額	323,806百万円	100.89%

期初から保証債務残高の減少が続いていましたが、「伴走支援型特別保証制度」「緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」の資格要件緩和などの改正が行われて、2023年2月以降増加に転じました。

期末保証債務残高では、前年度を件数で617件下回っていますが、金額では2,857百万円上回りました。

(3) 代位弁済

		対前年比
件数	221件	135.58%
金額	1,853百万円	106.01%

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績改善に至らない先の倒産の増加により、前年度を件数で58件、金額で105百万円上回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比0.59%と前年度の0.53%を上回りました。

(4) 求償権

① 対債務者回収

		対前年比
件数	82件	151.85%
金額	760百万円	111.76%

担保や第三者保証人のない回収財源の乏しい求償権の累増とともに、求償権関係人の高齢化、破産等法的整理案件の増加などにより回収環境が一層厳しさを増しているなか、代位弁済後の早期着手を徹底するとともに、損害金軽減や連帯保証債務免除等も活用した一括回収に努めた結果、前年度を80百万円上回りました。

② 帳簿上求償権

		対前年比
件数	155件	158.16%
金額	492百万円	125.83%

代位弁済額の増加により、帳簿上求償権は対前年金額比125.83%と101百万円増加しました。

③ 求償権償却

		対前年比
件数	157件	70.09%
金額	1,685百万円	104.46%

自己償却額は前年度を186百万円下回り、保険金償却については前年度を216百万円上回り、最終的に前年度を72百万円上回る実績となりました。

(5) 基本財産

(単位：千円)

	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基金	3,571,536	0	0	3,571,536
基金準備金	10,168,940	294,693	0	10,463,633
計	13,740,476	294,693	0	14,035,169

以上の結果、当期収支差額は589百万円となり、294百万円を収支差額変動準備金へ、残り295百万円を基金準備金へそれぞれ繰り入れを行いました。

これにより、基金と基金準備金を合わせた基本財産は、14,035百万円（対前年度比102.14%）となりました。

■ 2022年度経営計画の達成についての評価及び公表

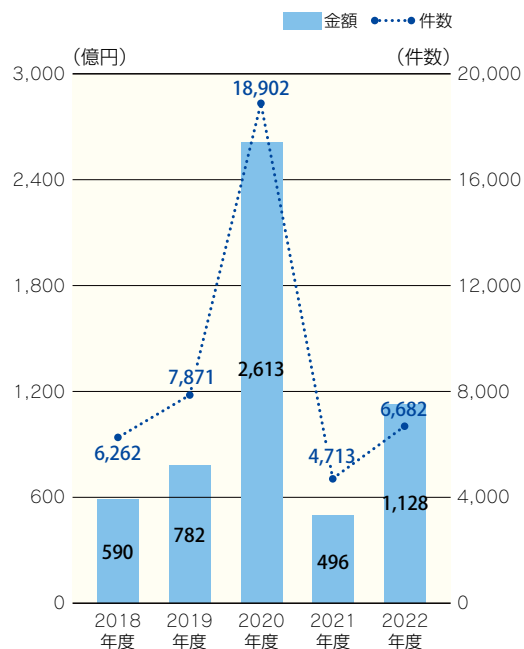
業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

2022年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

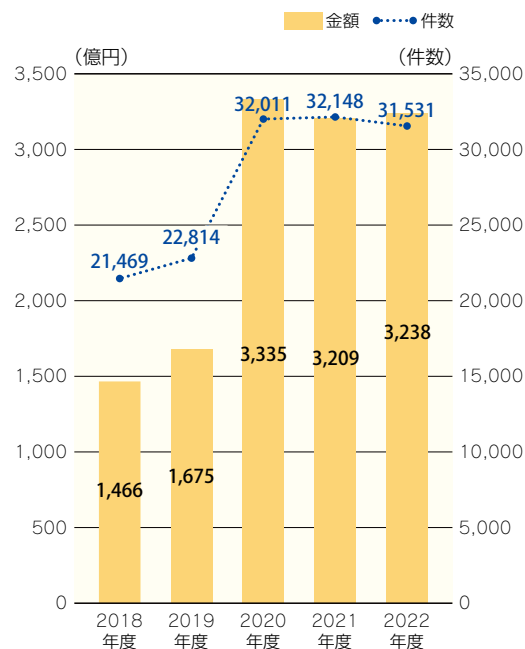
信用保証実績

最近5年間の保証状況

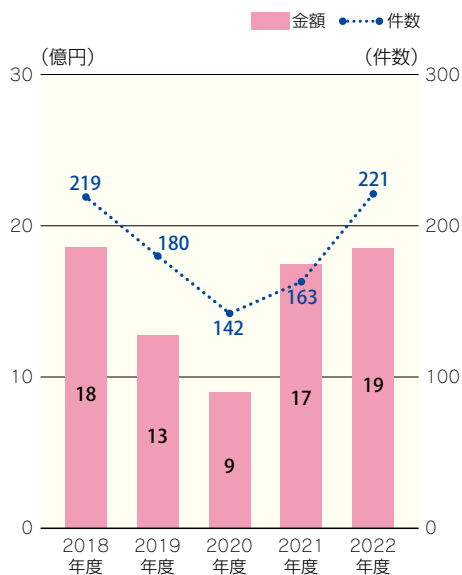
保証承諾



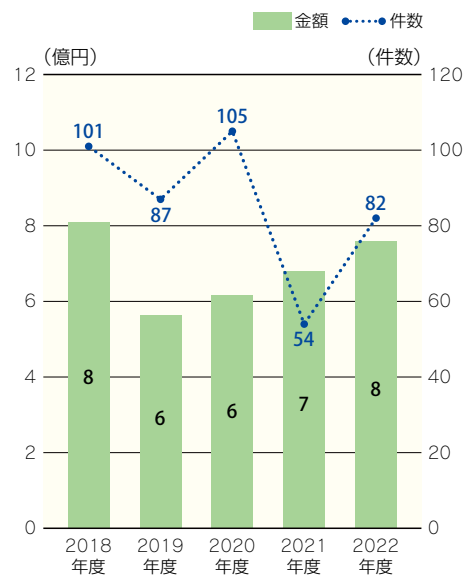
保証債務残高



代位弁済



回収



■ 2022年度保証状況

本・支所別

(単位：件、百万円、%)

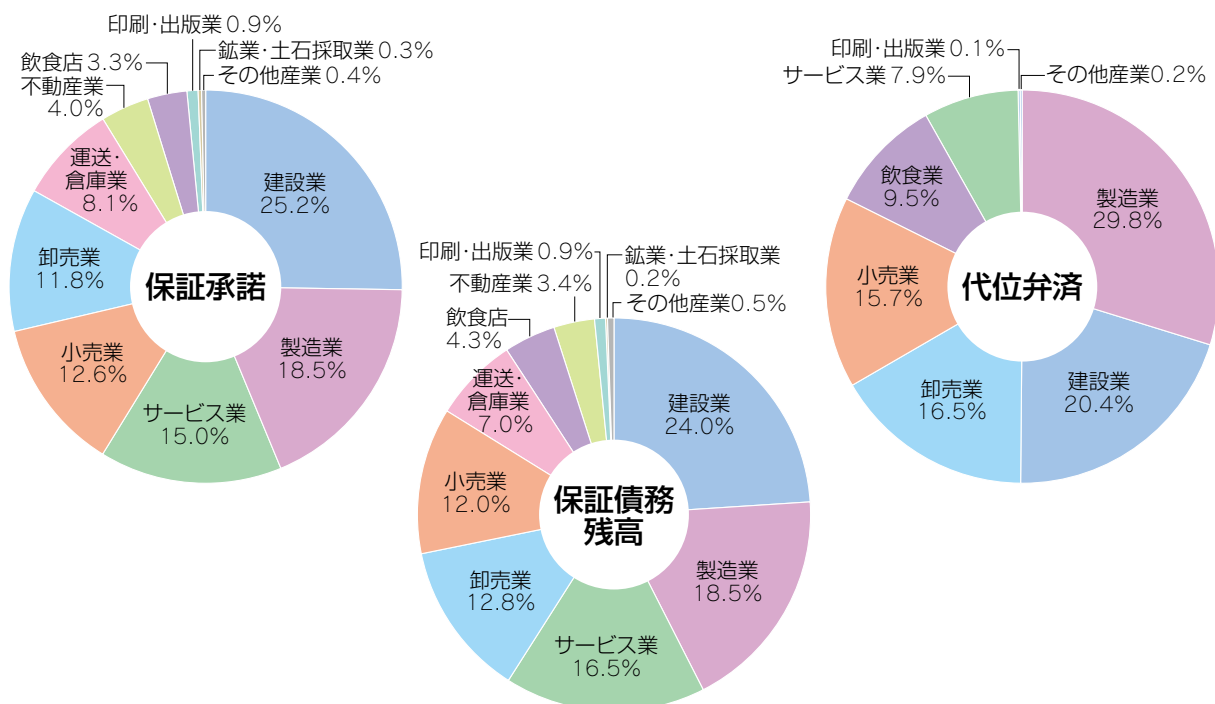
	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
本所	3,371	57,700	237.63	14,979	155,584	103.85	102	905	147.83
新居浜	1,439	24,921	300.25	7,275	77,008	97.70	63	475	79.71
今治	776	13,406	149.06	4,317	47,647	99.14	28	225	143.55
八幡浜	575	9,714	226.08	2,512	24,445	102.65	14	200	254.05
宇和島	521	7,029	190.31	2,448	19,122	93.56	14	48	15.78
合計	6,682	112,771	227.52	31,531	323,806	100.89	221	1,853	106.03

金融機関群別

(単位：件、百万円、%)

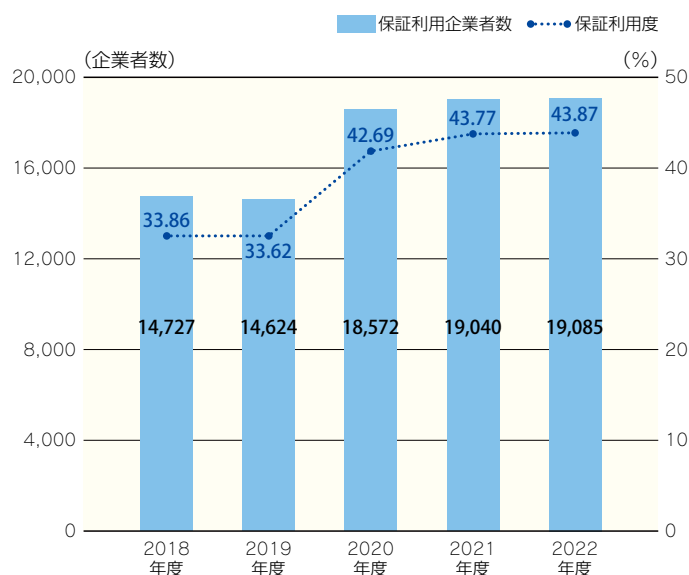
	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
都市銀行	3	70	57.38	22	407	90.62	0	0	—
地方銀行	2,567	59,448	288.04	12,255	168,775	102.22	84	955	93.46
第二地銀	2,234	36,305	182.54	11,251	106,677	99.23	78	585	105.58
信用金庫	1,870	16,903	192.29	7,967	47,737	100.24	59	313	182.49
政府系・その他	8	45	35.57	36	210	80.33	0	0	—
合計	6,682	112,771	227.52	31,531	323,806	100.89	221	1,853	106.03

業種別



■ 保証利用状況

保証利用企業者数・保証利用度



$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数}}$$

※県内中小企業者数：2018年11月30日
中小企業庁公表資料 43,500者

経営者保証に関するガイドラインについて

「経営者保証に関するガイドライン」は中小企業・小規模事業者等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における対応について中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として策定・公表されたものです。

当協会では、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、2018年4月1日から経営者保証を不要とする保証の取扱いを開始しています。

2022年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

①	信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	6,682件
②	無保証人で信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	1,938件
③	信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合（法人・個人を含む）	29.0%
④	既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	51件
⑤	「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	10件
⑥	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	6件
⑦	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	191件
⑧	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	285件
⑨	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	9件
⑩	⑥～⑨合計	491件

貸付条件変更の取組について

当協会では、2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

同法は2013年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の一本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

返済緩和に係る貸付条件変更実績

(単位：件、千円、%)

	2021年度		2022年度	
	実 績	対前年度比	実 績	対前年度比
件 数	1,679	95.62	2,028	120.71
金 額	18,842,002	93.71	23,781,318	126.21

セーフティネット保証の取組について

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率（1号～4号、6号）0.8%（5号、7号～8号）0.7% が適用されます。

2022年度の承諾実績は、2,480件、64,865百万円（同年度全承諾額の57.5%を占める）で推移しました。セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

2023年4月1日から2023年6月30日までの2023年度第一回半期は、512業種が指定業種とされました。（1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。）

相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けるとされる事由が発生した場合、その都度迅速に『特別相談窓口』を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。2023年6月1日現在で設置している特別相談窓口は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 金融機関紹介に関する相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

4月

■「保証企画課」創設

4月1日より、企画業務の効率化と効果的な経営支援体制の強化・充実を図るとともに、企業支援課を県下の経営支援業務の統括部署として位置付け、同課主導での経営支援業務を機動的かつ効率的に推進していくことを目的として、業務統括部を保証企画課と企業支援課の二課制としました。

■「県緊急経済対策特別支援資金(伴走支援枠)」創設

4月1日より、「県緊急経済対策特別支援資金(伴走支援枠)」の取扱いを開始しました。

愛媛県中小企業振興資金融資制度において、国の「伴走支援型特別保証制度」を緊急経済対策特別支援資金の別枠「伴走支援枠」として取り込み、利率を1.50%の固定金利とし、信用保証料を0.20%上乗せ補助した上で、金融機関の伴走によりポストコロナに向けた経営改善を図る事業者の支援の強化を図ることを目的として創設しました。



■ 公益財団法人えひめ産業振興財団との「業務連携・協力に関する覚書」締結

公益財団法人えひめ振興財団に属するよろず支援拠点事業や中小企業活性化協議会、チームえびす支援拠点事業との更なる連携を図り、その他各支援事業を有する同財団と業務連携を行うことで、県内中小企業者のライフステージに応じて経営相談から資金調達まで、フルパッケージでの連携支援体制を構築することを目的として、2022年4月21日付けで覚書を締結しました。



7月

■ 2021年度感謝状贈呈式を開催

1985年度から信用保証付融資に優秀な実績を上げられた県下金融機関の店舗に対して感謝状の贈呈を行っております。

2021年度感謝状贈呈店舗は、41店舗を選考し、感謝状の贈呈を行いました。



9月

■ 「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」締結

信用保証協会・中小企業活性化協議会が連携を深化させ、強み・弱みを補完し合うことでより多くの事業者に支援を届けられるよう、実効的な支援体制の構築に向けて、2022年9月9日付けで、愛媛県中小企業活性化協議会、四国経済産業局及び愛媛県信用保証協会は、「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。

1月

■ 「宇和島市における創業及び事業承継並びに移住定住促進支援に関する包括連携協定」締結

宇和島市、宇和島商工会議所、吉田三間商工会、津島町商工会、日本政策金融公庫宇和島支店及び愛媛県信用保証協会は、宇和島市の活性化及び経済の発展に資することを目的として、包括連携協定を締結しました。



3月

■ 「スタートアップ創出促進保証」創設

3月15日より、「スタートアップ創出促進保証」の取扱いを開始しました。

政府の成長戦略の柱のひとつとして「スタートアップ政策」が掲げられ、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」が2022年6月7日に閣議決定され、この中で起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして、個人保証が挙げられ、創業時に信用保証を受けている場合には、経営者による個人保証を不要とする個人保証の在り方を見直すことについて提言がなされました。

経営者保証が起業・創業の阻害要因とならないように、スタートアップを含む創業を促進すべく、創業期の経営者保証を不要とする新たな信用保証制度としてスタートアップ創出促進保証制度を創設しました。

2023年度経営計画

重点課題

1. 保証部門

(1) 金融機関・関係支援機関などとの連携深化による総合的な支援

金融機関とは中小企業者等の実情やニーズの把握に努め、それぞれの経営課題に応じた総合的な支援に取り組みます。また、商工団体・地方公共団体などとの連携を深化させ、特に、連携協定を締結している各機関とは、それぞれの目的を実現するため引き続き情報共有及び各種支援に取り組みます。

(2) 経済環境の変化を踏まえた柔軟な資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の影響により過剰となった債務負担や、「コロナ対策資金」の金利負担及び返済負担の増加などにより、中小企業者等の資金繰りに重大な支障が生じないよう柔軟に対応します。

特に、「伴走支援型特別保証制度」及び「愛媛県緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」を有効活用し、借換による返済額の軽減と返済据置の活用により資金繰りの円滑化に取り組むとともに、事業再構築などに必要な新たな資金需要への対応も行います。また、原油・原材料価格の高騰、急速な円安などによる企業収益の悪化や資金繰りへの影響に対応するため、過去の実績にとらわれない積極的な金融支援を行います。

(3) 地方創生・地域活性化に貢献するための各種保証制度の積極活用

創業ステージにおいては、「創業支援チーム」を中心として、関係機関が主催する創業セミナーなどに積極的に参加し、引き続き保証協会の創業支援メニューの周知を行います。また、新たな保証制度「スタートアップ創出促進保証」を推進し、創業意欲向上による地域創生・地域活性化に貢献します。

事業承継ステージにおいては、経営者保証が事業承継の妨げとならないよう、一定の要件を満たすことにより経営者保証を不要とする「事業承継特別保証」や「経営承継借換保証」などの推進により、円滑な事業承継支援に努めます。

各地方公共団体や商工団体などが取り組む移住・定住促進支援と、協会が行う創業支援・事業承継支援との相乗効果を目的として、関係団体と連携協定を締結し、支援体制のさらなる構築に努めます。

2. 期中管理・経営支援部門

(1) 経営支援部門の充実

審査部門と経営支援部門を有する「企業支援課」から、審査部門を分離独立させる組織改正を行うことで経営支援部門の機動力を高め、早い段階から支援対象先の課題等を抽出し、金融機関と目線合わせを行い、強固な支援体制を構築します。経済状況の変化により経営課題は多様化しており、新型コロナウイルス感染症対応だけでなく、幅広く課題解決に取り組めるよう「ウィズコロナサポート相談窓口」を「経営相談窓口」へ統合し、新たに「伴走支援チーム」を編成することで、より一層中小企業者等に寄り添った支援を実施します。

(2) ターゲットを絞った主体的な経営支援の実施

協会が主体的に行う経営支援の対象を協会メインとなっている先として、現場職員は保証・条件変更対応時に企業訪問

や経営者との面談を積極的に実施し、経営者の良き相談相手となり、事業継続に向けた課題解決のため、伴走型の経営サポート支援に努めます。「企業支援課」においては、専門性の高い経営課題を抱える重点課題先を対象として、協会職員によるアクションプランの策定支援や経営支援強化促進事業による専門家の活用、また、関係支援機関との連携による支援などの伴走型の経営改善支援に努めます。

創業保証利用先については、本部から現場にフォローアップ対象先リストを送付し、現場職員によるフォローアップの実施により、創業後の経営課題に対する支援を実施します。さらに、専門性の高い経営課題を抱える先に対しては「企業支援課」が中心となり、専門家の活用などの支援メニューを実行します。

前年度実施した事業承継に関するアンケート結果をもとに、事業承継に興味を持っている先へのヒアリングを実施し、事業承継に課題を抱える中小企業者等には、「企業支援課」が主体となり愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、円滑な事業承継を支援します。

既に経営改善計画策定支援や経営診断を行っている企業に対しては、「企業支援課」と現場が連携し、業績のモニタリングや個別の改善策のブラッシュアップなど定期的なフォローアップを重点的に取り組み、専門性の高い経営課題については外部専門家の活用やよろず支援拠点など関係支援機関との連携により中小企業者等の経営改善をサポートします。

(3) 金融機関や支援機関と連携した事業再生の推進

中小企業支援ネットワーク会議の開催により、中小企業者等の経営改善・再生支援に向けて関係機関の支援策を共有し、経営サポート会議の活用により、個々の中小企業者等の実態把握に努め、金融機関との連携を図りながら経営支援に取り組みます。

経営支援に係る知見を有する愛媛県中小企業診断士協会との業務連携協定を締結し、早期経営改善計画策定支援事業の活用による資金繰りの管理や自社の経営状況の把握など、経営改善に取り組む中小企業者等に対する支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症の影響による経営不振により事業継続が危ぶまれ、地域経済への影響が大きい先については、引き続き中小企業活性化協議会などの支援機関と連携し、求償権放棄、不等価譲渡及び資本的劣後債権への転換等抜本的な再生支援のほか、経営者保証ガイドライン適用による保証債務整理を適切に行います。

事業を廃業・清算する中小企業者等に対しては、支援機関の関与による廃業型特定調停など、円滑な廃業支援に取り組みます。

(4) 経営支援の質の向上

OJTや協会内中小企業診断士を活用する内部研修の開催、経営支援事例の共有に加えて、専門家派遣先への同行を積極的に実施し、職員のスキルアップに取り組みます。

経営支援の効果的な実施のため、経営支援強化促進事業を利用した中小企業者に対してNPSアンケートを活用して満足度調査を行い、今後の経営支援業務の方針や支援内容に反映させます。

経営改善計画策定支援先や経営診断先については、ローカ

ルベンチマークの財務情報やCRD区分等の蓄積したデータをもとに分析・検証を行い、効果測定の準備を進めます。

3. 回収部門

(1)回収初動対応の徹底

期中管理部門と連携をとり代位弁済時の現況把握に努めます。また、知り得た情報をもとに関係人の実情を踏まえた回収方針を早期立案し、速やかに着手することで効果的な回収を図ります。

(2)債務者などの実情に即した柔軟な対応

代位弁済後も事業を継続しながら誠実な返済を進めている先には、再チャレンジの目線も取り入れ求償権消滅保証などを活用した事業再生支援に取り組みます。また、関係者の定期的な調査による回収方針の見直しを行い、定期回収の底上げ、損害金軽減による一括弁済、一部弁済による連帯保証債務免除など、実情に即した柔軟な対応により回収の最大化を図ります。

(3)管理コストを考慮した効率的な管理回収の実施

完済見込みのない定期弁済先や担保処分が進んでいない求償権については、管理コストを考慮した回収方針への転換を進め、効率的な回収を図ります。また、債権管理の選択と集中を行うべく、回収不能と判断する求償権については、速やかに管理事務停止や求償権整理の手続きを行い、限られた人員と時間を回収可能な求償権に集中させます。

4. その他間接部門

(1)効果的な広報活動

ホームページや、LINE@により、中小企業者等、金融機関及び関係支援機関に対して、協会の支援メニューや取り組みを効果的に情報発信します。また、広報誌の発刊により魅力ある広報活動に取り組みます。

関係支援機関・団体における広報誌や、県内プロスポーツチーム主催試合における広告掲載により、引き続き保証協会の役割や取り組みについて認知度の向上に努めます。

(2)多様化する業務に対応できる人材育成

経営支援や、事業承継支援など求められる業務の多様化という変化をとらえ、それぞれの分野で一層支援を強化するこ

とを目的として、全国信用保証協会連合会が主催する目的別・階層別研修に積極的に参加し、協会職員の専門的知識の向上を図ります。また、協会における内部研修、OJTや企業の実態把握のための企業訪問を積極的に行うことにより、業界知識の習得など職員のスキルアップに取り組みます。

(3)システムの安定稼働

2023年11月稼働予定の全国的な共同システムへの移行手続きを堅実に進め、計画通りにシステム移行を完了させることにより、基幹システムの安定稼働を堅持します。また、共同システムによる効率的な業務が実施できるよう関係部署と連携して万全の体制で取り組みます。

信用保証協会電子受付システムの利用促進を積極的に進め、保証審査のリードタイムを短縮させることで中小企業者等ならびに金融機関の利便性の向上を図っていきます。

(4)コンプライアンス態勢の充実及び強化

コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づいた研修の実施や啓蒙活動に取り組むことにより、公的機関としての社会的責任を果たします。コンプライアンス委員会及びコンプライアンス担当者会議において、法令等の遵守状況やコンプライアンスに対する浸透状況を確認検証し、コンプライアンス意識の醸成と、コンプライアンス態勢の強化に努めます。

(5)SDGsの普及・達成への取り組み

SDGsに取り組む中小企業者等の資金需要等の把握に努め、積極的な保証支援に取り組むとともに、SDGsに貢献する新たな保証メニューについても検討します。

職員へSDGsに関する啓蒙活動を行うとともに、環境保全や省エネルギーへの取り組みを推進します。

グリーンボンドやソーシャルボンドなどのSDGs債への投資を通して、持続可能な開発目標の普及・推進に寄与します。

自治体や地元教育機関などと連携し、創業イベントや学生向け創業セミナーなどに積極的に参加して、起業マインドの醸成に努め、持続可能な地域社会に貢献します。

松山市が事務局となるSDGs推進組織に参加し、SDGsに関する動向や地域課題を共有した上で、分野横断的に連携し地域の課題解決に取り組みます。

業務計画

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	前年度実績比
保証承諾	60,000	53.2
保証債務残高	270,000	83.4
代位弁済	3,500	188.9
実際回収	530	69.8

(単位：百万円)

基本財産	年度末残高
基 金	3,571
基金準備金	10,693
合 計	14,264

収支計画

(単位：百万円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出		経常収入	
業務費	1,057	保証料	2,601
借入金利息	0	運用資産収入	126
信用保険料	1,259	責任共有負担金	220
責任共有負担金納付金	0	その他	57
雑支出	104		
計	2,420	計	3,004
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	2,731	償却求償権回収金	76
責任準備金繰入	1,701	責任準備金戻入	1,984
求償権償却準備金繰入	336	求償権償却準備金戻入	106
その他	9	求償権補填金戻入	2,625
		その他	0
計	4,777	計	4,791
		制度改革促進基金取崩額	0
当期収支差額	598	収支差額変動準備金取崩額	0
合 計	7,795	合 計	7,795

貸借対照表

(2023年3月31日現在 単位：千円、%)

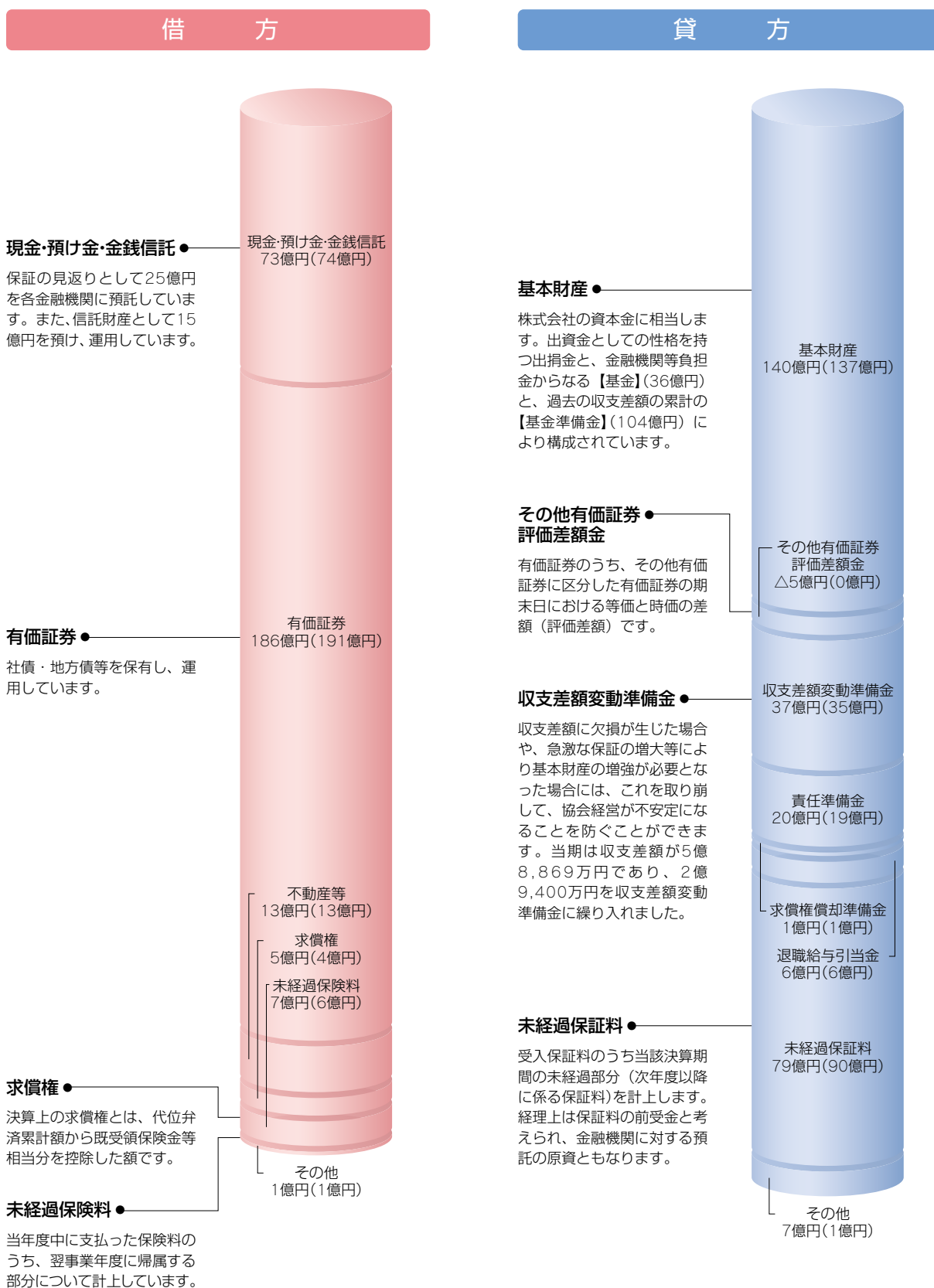
借 方				貸 方			
科 目	2021年度	2022年度	対前年度比	科 目	2021年度	2022年度	対前年度比
現金	498	730	146.5	基本財産	13,740,476	14,035,169	102.1
現金	498	730	146.5	基金	3,571,536	3,571,536	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	10,168,940	10,463,633	102.9
預け金	6,872,352	5,781,915	84.1	制度改革促進基金	0	0	-
当座預金	0	0	-	収支差額変動準備金	3,483,010	3,706,003	106.4
普通預金	1,032,346	2,141,876	207.5	その他有価証券評価差額金	0	-524,169	-
通知預金	0	0	-	責任準備金	1,925,692	2,030,176	105.4
定期預金	5,840,000	3,640,000	62.3	求償権償却準備金	116,079	108,631	93.6
郵便貯金	6	39	644.5	退職給与引当金	551,061	562,576	102.1
金銭信託	500,000	1,500,000	300.0	損失補償金	0	0	-
有価証券	19,152,628	18,624,649	97.2	保証債務	320,948,593	323,805,722	100.9
国債	0	0	-	求償権補填金	0	0	-
地方債	9,202,912	8,117,501	88.2	保険金	0	0	-
社債	9,943,436	10,499,400	105.6	損失補償補填金	0	0	-
株式	1,000	1,000	100.0	借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	長期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
ファンド出資	5,280	6,749	127.8	短期借入金	0	0	-
譲渡性預金	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
その他	0	0	-	収支差額変動準備金造成資金	0	0	-
動産・不動産	1,267,659	1,281,545	101.1	雑勘定	9,095,678	8,547,421	94.0
事業用不動産	1,254,800	1,233,240	98.3	仮受金	75,387	570,202	756.4
事業用動産	12,860	48,305	375.6	保険納付金	38,849	88,912	228.9
所有動産・不動産	0	0	-	損失補償納付金	3,287	2,906	88.4
建設仮勘定	0	0	-	未経過保証料	8,976,255	7,879,472	87.8
損失補償金見返	0	0	-	未払保険料	740	4,299	581.1
保証債務見返	320,948,593	323,805,722	100.9	未払費用	1,161	1,629	140.3
求償権	390,869	491,613	125.8	有価証券未払金	0	0	-
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	727,989	785,354	107.9				
仮払金	2,257	1,109	49.2				
保証金	0	0	-				
厚生基金	68,979	70,909	102.8				
連合会勘定	2,173	2,466	113.5				
未収利息	27,809	28,581	102.8				
有価証券未収入金	0	0	-				
未経過保険料	626,771	682,289	108.9				
合 計	349,860,589	352,271,530	100.7	合 計	349,860,589	352,271,530	100.7

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

(注1) 業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が74,134,776円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

(注2) 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）の導入に伴い、当事業年度から有価証券の会計処理を変更しております。有価証券の会計処理の変更については、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）の取扱いに従っており、変更後の会計処理に基づき導入時点で保有する有価証券の取得価格と償却原価との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。この結果、当事業年度の期首において、有価証券が3,128,135円増加し、収支差額変動準備金が同額増加しております。

2022年度貸借対照表(図解)



※()内は前期の数字
 ※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。
 ※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

収支計算書

(2023年3月31日現在 単位：千円、%)

支 出				収 入			
科 目	2021年度	2022年度	対前年度比	科 目	2021年度	2022年度	対前年度比
経常支出	2,348,074	2,287,076	97.4	経常収入	3,480,459	3,015,668	86.6
業務費	884,308	889,871	100.6	保証料	3,021,660	2,738,371	90.6
役職員給与	468,468	468,503	100.0	預け金利息	1,437	1,195	83.2
退職給与引当金繰入	46,079	42,705	92.7	有価証券利息・配当金	124,874	114,432	91.6
その他人件費	115,724	118,965	102.8	調査料	0	0	-
旅費	4,060	6,711	165.3	延滞保証料	9,213	12,573	136.5
事務費	116,701	133,349	114.3	損害金	25,225	28,845	114.3
賃借料	41,286	31,174	75.5	事務補助金	28,312	34,935	123.4
動産・不動産償却	29,710	30,049	101.1	責任共有負担金	261,857	75,997	29.0
信用調査費	17,972	12,942	72.0	雑収入	7,880	9,321	118.3
債権管理費	6,669	6,187	92.8				
指導普及費	13,040	12,260	94.0				
負担金	24,598	27,027	109.9				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	1,463,766	1,237,610	84.5				
責任共有負担金納付金	0	0	-				
雑支出	0	159,595	-				
経常収支差額	1,132,385	728,592	64.3				
経常外支出	3,664,669	3,832,908	104.6	経常外収入	3,493,121	3,693,009	105.7
求償権償却	1,613,217	1,685,232	104.5	償却求償権回収金	98,986	123,417	124.7
譲受債権償却	0	0	-	責任準備金戻入	2,002,028	1,999,826	99.9
雑勘定償却	6,893	7,737	112.2	求償権償却準備金戻入	167,064	116,079	69.5
有価証券評価損	0	0	-	求償権補填金戻入	1,193,809	1,452,618	121.7
有価証券売却損	0	0	-	保険金	1,151,414	1,367,108	118.7
退職金	2,571	1,102	42.9	損失補償補填金	42,395	85,511	201.7
責任準備金繰入	1,925,692	2,030,176	105.4	有価証券評価益	0	0	-
求償権償却準備金繰入	116,079	108,631	93.6	有価証券売却益	0	951	-
その他支出	218	31	14.1	補助金	0	0	-
経常外収支差額	△171,547	△139,899	81.6	その他収入	31,235	117	0.4
				制度改革促進基金取崩額	0	0	-
				収支差額変動準備金取崩額	0	0	-
当期収支差額	0	588,693	-				
収支差額変動準備金繰入額	0	294,000	-				
基本財産繰入額	0	294,693	-				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

2022年度収支計算書(図解)

支 出

信用保険料

公庫への信用保険料は1年分前払いですが、決算上では当該決算期間に対応する額を計上します。つまり（当期支払保険料＋前期末未経過保険料－当期期末未払保険料－前期末未経過保険料）が計上されます。

責任共有負担金納付金

金融機関から納めていただいた責任共有負担金のうち、負担金方式に係る当該年度の平均保険てん補率（約8割）分の金額から同方式の支払保険料の20%相当額（保険料据置額）を控除した額を公庫に納付します。
これにより、負担金方式の場合でも、責任共有制度導入時に設計されたリスク負担割合（公庫64%、保証協会16%、金融機関20%）と実質的に同等となります。

求償権償却

年度末求償権のうち当年度中に受領した保険金・損失補償補てん金を原資として償却するもの（15億円）及び代位弁済後5年を経過したものと当協会の償却基準により特に回収困難と認められるもの（2億円）を合算した17億円を計上しています。

求償権償却準備金

求償権は、100%回収可能なものではないので、資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てます。洗替え方式を採用しているので、前期末に計上した求償権償却準備金の戻入（収入）が行われると同時に、求償権償却準備金の繰入（支出）が行われます。



収 入

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり（前期末未経過保証料＋当期受入保証料－当期期末未経過保証料）が計上されます。

責任共有負担金

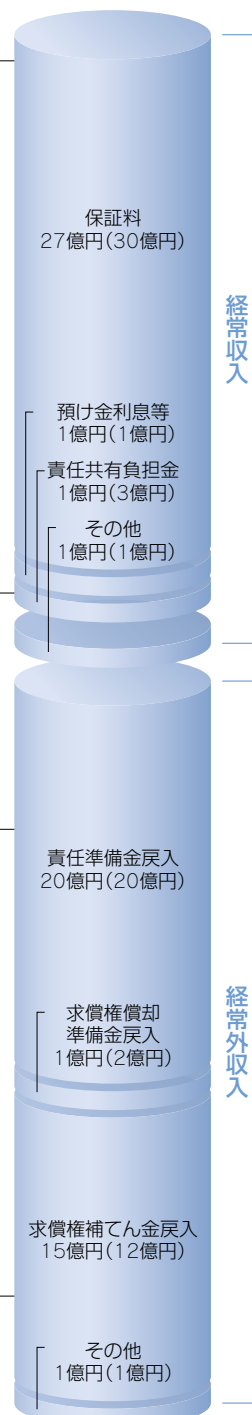
責任共有制度に基づき、負担金方式を選択した金融機関は、負担金方式に係る保証利用実績及び代弁等実績率に応じて算出された一定割合の負担金を協会へ納めていただきます。

責任準備金

景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合に備え支払い資金として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。洗替え方式を採用しており、前期末に計上した責任準備金の戻入（収入）が行われると同時に当期責任準備金の繰入（支出）が行われます。

求償権補てん金

代位弁済により公庫から受領した保険金と連合会（国）、愛媛県等から受領した損失補償補てん金からなっています。求償権補てん金を期末に戻入処理することにより求償権の償却を行います。



※（ ）内は前期の数字

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

財産目録

(2023年3月31日現在 単位：千円、%)

資 産				負 債			
科 目	2021年度	2022年度	対前年度比	科 目	2021年度	2022年度	対前年度比
現金	498	730	146.5	その他有価証券評価差額金	0	-524,169	-
預け金	6,872,352	5,781,915	84.1	責任準備金	1,925,692	2,030,176	105.4
金銭信託	500,000	1,500,000	300.0	求償権償却準備金	116,079	108,631	93.6
有価証券	19,152,628	18,624,650	97.2	退職給与引当金	551,061	562,576	102.1
動産・不動産	1,267,659	1,281,545	101.1	損失補償金	0	0	-
損失補償金見返	0	0	-	保証債務	320,948,593	323,805,722	100.9
保証債務見返	320,948,593	323,805,722	100.9	求償権補填金	0	0	-
求償権	390,869	491,613	125.8	借入金	0	0	-
譲受債権	0	0	-	雑勘定	9,095,678	8,547,421	94.0
雑勘定	727,989	785,354	107.9				
合 計	349,860,589	352,271,530	100.7	合 計	332,637,103	334,530,357	100.6
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。				正味財産	17,223,486	17,741,173	103.0

基本財産

■ 基本財産とは

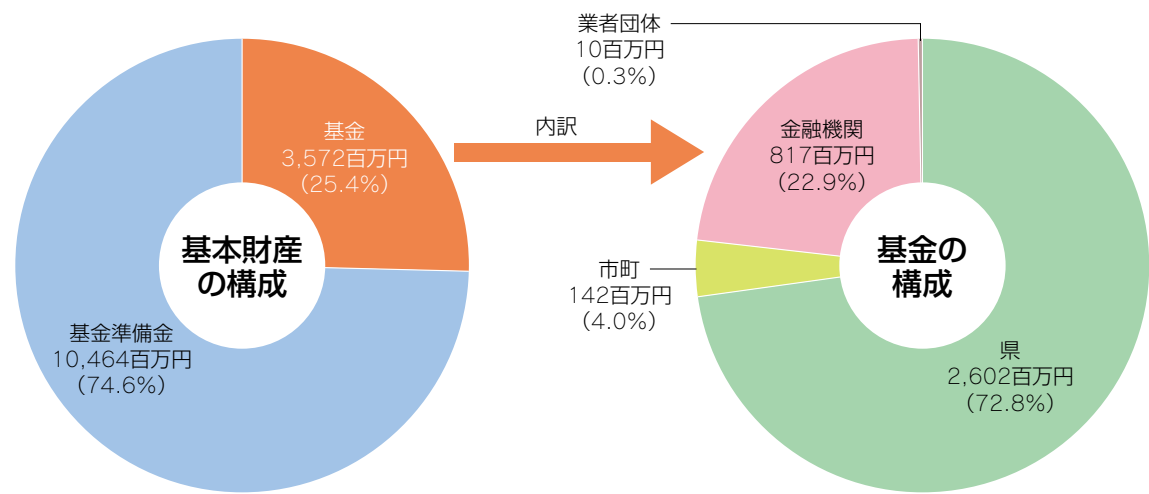
基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

なお2022年度は、保証債務残高3,238億円に対して、基本財産は140億円で、実際倍率は23.1倍となりました。

■ 基本財産の構成

- 基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。
- ①基金：県、市町から拠出いただいた出捐（しゅつえん）金と金融機関等負担金で構成されています。
 - ②基金準備金：毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

■ 基本財産の内訳 (2023年3月31日現在)



(2023年3月31日現在)

基本財産		14,035百万円
①基金		3,572百万円
	地方公共団体出捐金	2,744百万円
	金融機関等負担金・出捐金	828百万円
②基金準備金		10,464百万円

各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

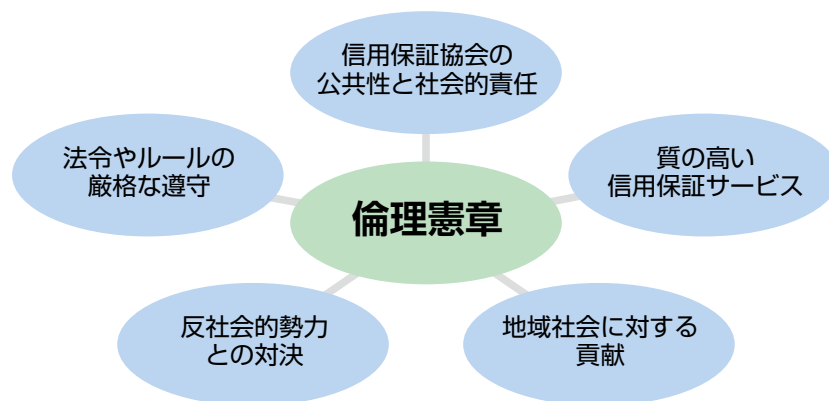
コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

■ 愛媛県信用保証協会倫理憲章

- ① 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- ② 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- ③ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- ⑤ 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



■ 具体的行動規範

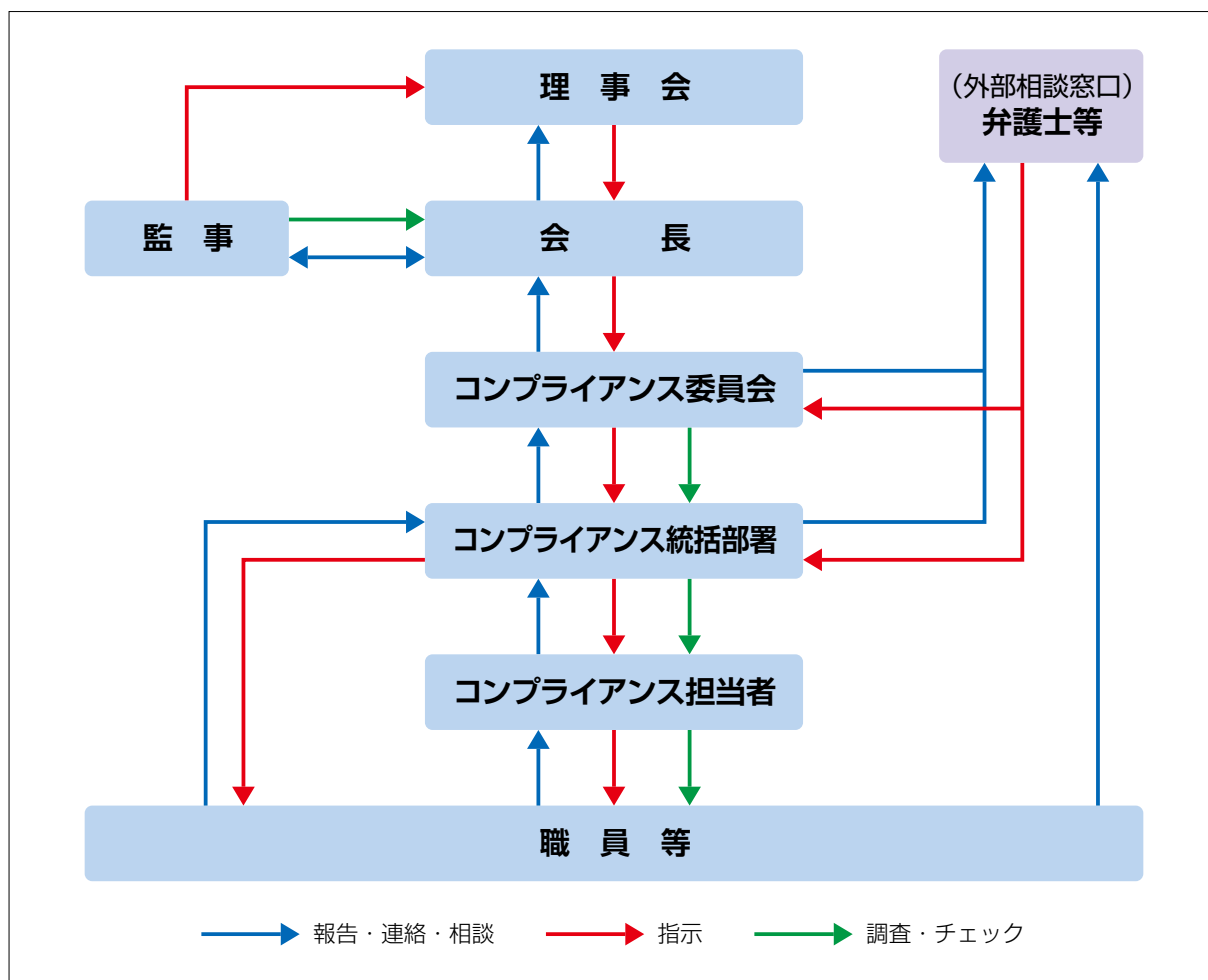
- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 法令・ルール等の遵守 | ⑥ 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| ② 誠実な職務の遂行 | ⑦ 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| ③ 守秘義務の履行 | ⑧ 職場秩序の維持 |
| ④ 職務上の地位と関係者との付き合い | ⑨ 違反行為の報告 |
| ⑤ コンプライアンス関連事項への対応 | ⑩ 懲罰 |

■ コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

■ コンプライアンス組織体制図



■ 反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、2009年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込みも断りしています。

>>

コンプライアンスと個人情報情報の取扱い

個人情報保護への取組

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

■ 個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は下記の当協会窓口に備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

受付窓口	住 所	電話番号
松山事業部	松山市千舟町3丁目3番地8（千舟町スクエアガーデン内）	089-931-2118
新居浜支所	新居浜市一宮町2丁目4-8（商工会館内）	0897-33-8282
今治支所	今治市旭町2丁目3-20（商工会議所ビル内）	0898-23-0170
八幡浜支所	八幡浜市1590-22（商工会館内）	0894-22-2003
宇和島支所	宇和島市中央町1丁目9-10（愛媛新聞ビル内）	0895-22-6556

役員構成

(2023年4月1日現在)

会 長	上 甲 俊 史	常勤
専 務 理 事	東 野 政 隆	常勤
常 務 理 事	井 手 正 一	常勤
常 勤 理 事	上 田 哲 生	常勤
理 事	武 智 邦 典	愛媛県市長会会長
理 事	佐 川 秀 紀	愛媛県町村会会長
理 事	高 橋 祐 二	松山商工会議所会頭
理 事	星 加 隆 夫	西条商工会議所会頭
理 事	有 間 義 恒	宇和島商工会議所会頭
理 事	村 上 友 則	愛媛県商工会連合会会長
理 事	服 部 正	愛媛県中小企業団体中央会会長
理 事	三 好 賢 治	伊予銀行頭取
理 事	西 川 義 教	愛媛銀行頭取
理 事	八 石 玉 秀	愛媛信用金庫理事長
理 事	岡 野 高 博	商工組合中央金庫松山支店長
監 事	和 泉 省 吾	常勤
監 事	城 戸 猪喜夫	大洲商工会議所会頭
監 事	山 邊 彰 三	公認会計士

組織図

(2023年4月1日現在)



役員構成・組織図・ネットワーク

ネットワーク

■ 県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

本所

〒790-8651

松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7～9階

〈総務部〉

総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107

電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170

〈業務統括部〉

保証企画課 TEL089-931-2119 FAX089-931-1026

企業支援課 TEL089-931-2114 FAX089-931-1026

審査課 TEL089-931-2119 FAX089-931-1026

〈債権管理部〉

管理課 TEL089-931-2128 FAX089-931-2129

代位弁済課 TEL089-931-2117 FAX089-931-2129

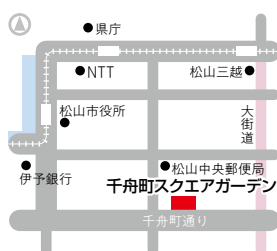
〈監査室〉 TEL089-931-2180 FAX089-931-2129

〈松山事業部〉

保証一課・保証二課 TEL089-931-2118

FAX089-931-2174

〔業務区域〕 松山市・東温市・伊予市・
久万高原町・砥部町・松前町



八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22

八幡浜商工会館4階

TEL0894-22-2003

FAX0894-22-3137

〔業務区域〕 八幡浜市・大洲市・
西予市・内子町・伊方町



宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号

愛媛新聞ビル5階

TEL0895-22-6556

FAX0895-22-6583

〔業務区域〕 宇和島市・鬼北町・
松野町・愛南町



今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20

今治商工会議所ビル5階

TEL0898-23-0170

FAX0898-23-0758

〔業務区域〕 今治市・上島町



新居浜支所

〒792-0025

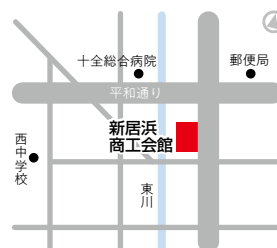
新居浜市一宮町2丁目4番8号

新居浜商工会館2階

TEL0897-33-8282

FAX0897-33-8284

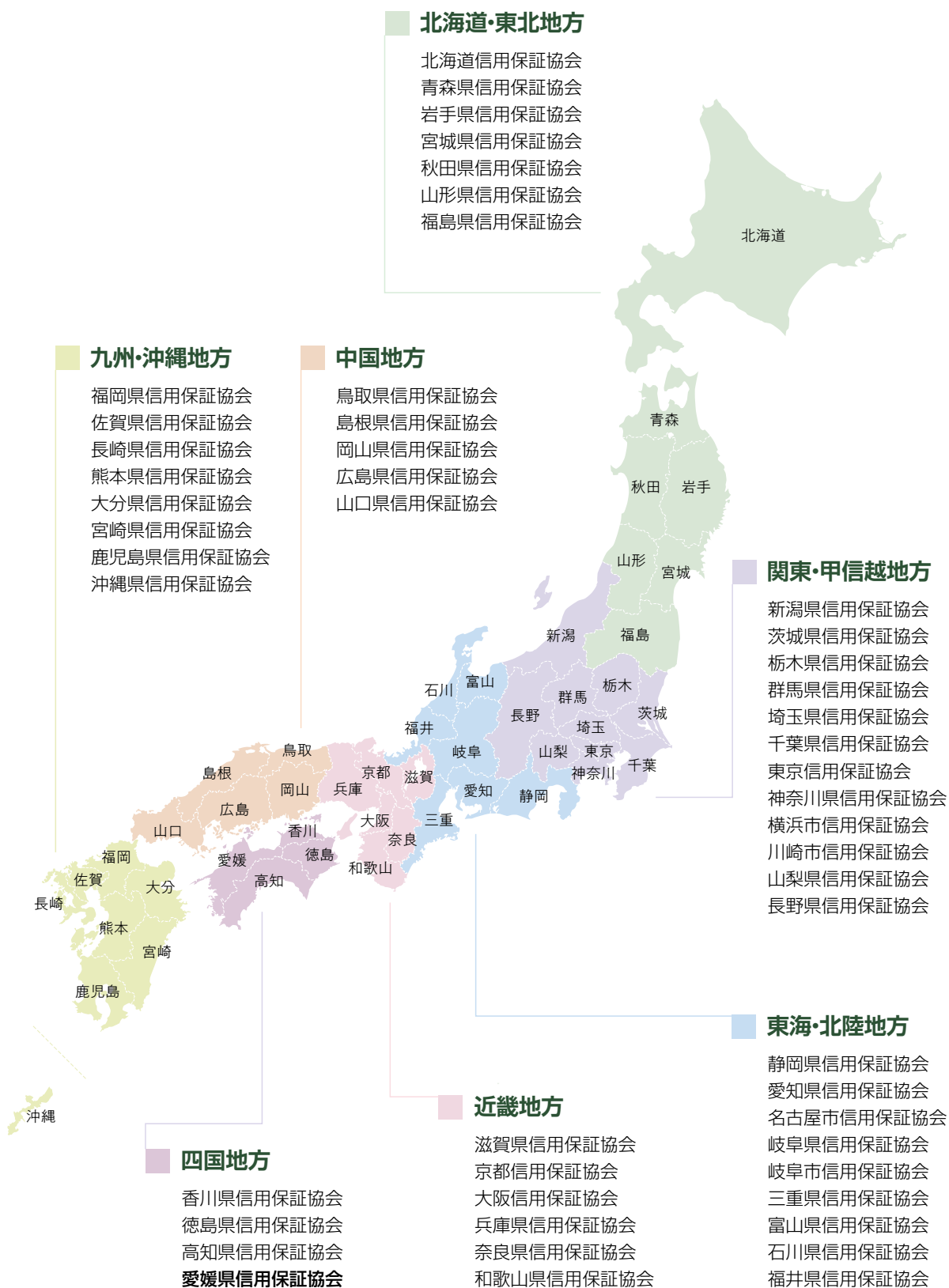
〔業務区域〕 新居浜市・西条市・
四国中央市



■ 全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約40兆円（2022年度末）、信用保証協会を利用している中小企業は約158万企業におよんでいます。





愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE